

寒川町個人情報保護条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、個人の尊厳を保つ上で<u>個人情報の保護</u></p> <hr/> <p>_____が重要であることにかんがみ、本町の機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止を図り、もつて基本的人権の擁護及び公正で民主的な町政の推進に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>(加える)</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>(加える)</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>(加える)</u></p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p>(実施機関の責務)</p> <p>第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、あらゆる施策を通じて<u>個人</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、個人の尊厳を保つ上で<u>個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。)</u>の保護が重要であることにかんがみ、本町の機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止を図り、もつて基本的人権の擁護及び公正で民主的な町政の推進に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>特定個人情報</u> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(5) <u>情報提供等記録</u> 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</p> <p>(6) <u>保有特定個人情報</u> 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。</p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p>(実施機関の責務)</p> <p>第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、あらゆる施策を通じて<u>個人</u></p>

情報の保護に

努めるとともに、個人情報の保護の重要性について町民及び事業者の意職啓発に努めなければならない。

(事業者の責務等)

第4条 事業者は、個人情報の保護の

重要性を認識し、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止に関し必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する本町の施策に協力しなければならない。

2 (略)

～略～

(個人情報取扱事務の登録)

第7条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務

(個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により個人を検索し得る形で個人情報が記録された公文書を使用する事務に限る。以下この条において「個人情報取扱事務」という。)について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿を備えなければならない。

(1)～(5) (略)

2～6 (略)

～略～

(利用及び提供の制限)

第9条 実施機関は、個人情報を収集したときの取扱目的以外の目的に当該保有個人情報

を当該実施機関内部若しくは実施機関相互において利用し、又は実施機関以外の者に提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでな

情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。)

の保護に努めるとともに、個人情報の保護の重要性について町民及び事業者の意職啓発に努めなければならない。

(事業者の責務等)

第4条 事業者は、個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。)

の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止に関し必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する本町の施策に協力しなければならない。

2 (略)

～略～

(個人情報取扱事務の登録)

第7条 実施機関は、個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。)

を取り扱う事務(個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により個人を検索し得る形で個人情報が記録された公文書を使用する事務に限る。以下この条において「個人情報取扱事務」という。)について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿を備えなければならない。

(1)～(5) (略)

2～6 (略)

～略～

(保有特定個人情報以外の保有個人情報の利用及び提供の制限)

第9条 実施機関は、個人情報を収集したときの取扱目的以外の目的に当該保有個人情報

(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を当該実施機関内部若しくは実施機関相互において利用し、又は実施機関以外の者に提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでな

い。

(1)～(4) (略)

2 (略)

(加える)

～略～

(適正な維持管理)

第11条 実施機関は、個人情報の保護を図るため、次に掲げる事項について必要な措置を講ずることにより、保有個人情報

_____について適正な維持管理を行わなければならない。

(1)～(3) (略)

2・3 (略)

(職員の義務)

第12条 実施機関の職員は、職務に関して知り得た個人情報 _____の内容をみ

い。

(1)～(4) (略)

2 (略)

(保有特定個人情報の利用の制限)

第9条の2 実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を当該実施機関の内部において利用してはならない。ただし、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときに該当すると認めるときは、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)を自ら利用することができる。

2 実施機関は、前項ただし書の規定により保有特定個人情報を特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために利用するときは、当該保有特定個人情報に係る本人又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

～略～

(適正な維持管理)

第11条 実施機関は、個人情報の保護を図るため、次に掲げる事項について必要な措置を講ずることにより、保有個人情報(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。以下この項において同じ。)について適正な維持管理を行わなければならない。

(1)～(3) (略)

2・3 (略)

(職員の義務)

第12条 実施機関の職員は、職務に関して知り得た個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。)の内容をみ

だりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(自己情報の開示請求権)

第14条 何人も、自己に関する保有個人情報(第7条第2項各号に掲げるものを除く。以下同じ。)の

_____開示(保有個人情報が存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。)を実施機関に対し請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は実施機関が特別の理由があると認めた者の代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下「開示の請求」という。)をすることができる。

3 実施機関は、開示の請求があつたときは、第19条に規定する方法により当該開示の請求に係る保有個人情報 _____
_____の
開示をしなければならない。

4・5 (略)

(保有個人情報の存否に関する情報)

第14条の2 開示の請求に対し、当該開示の請求に係る保有個人情報 _____

_____が存在しているか否かを答えるだけで、前条第4項各号を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないことができる。

(開示の請求の手続)

だりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(自己情報の開示請求権)

第14条 何人も、自己に関する保有個人情報(第7条第2項各号に掲げるものを除く。以下同じ。)(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。以下この

項において同じ。)の開示(保有個人情報が存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。)を実施機関に対し請求することができる。

2 次の各号に掲げる者は、本人に代わって当該各号に定める区分に応じ、前項の規定による開示の請求(以下「開示の請求」という。)をすることができる。

(1) 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は実施機関が特別の理由があると認めた者の代理人 自己に係る保有個人情報(保有特定個人情報を除く。)

(2) 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人 自己に係る保有特定個人情報

3 実施機関は、開示の請求があつたときは、第19条に規定する方法により当該開示の請求に係る保有個人情報(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。次項及び第5項において同じ。)の開示をしなければならない。

4・5 (略)

(保有個人情報の存否に関する情報)

第14条の2 開示の請求に対し、当該開示の請求に係る保有個人情報(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。)が存在しているか否かを答えるだけ

だけで、前条第4項各号を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないことができる。

(開示の請求の手続)

第15条 開示の請求をしようとする者は、当該開示の請求に係る保有個人情報

_____を管理する実施機関に次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

2・3 (略)

(開示の請求に対する決定等)

第16条 実施機関は、前条第1項及び第2項の規定による開示の請求があつたときは、当該開示の請求があつた日から起算して15日以内(前条第3項に規定する補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。)に、当該開示の請求に係る保有個人情報 _____

_____を開示する旨又はしない旨の決定をし、速やかに請求者にその旨を書面により通知しなければならない。

2・3 (略)

(保有個人情報の存否応答拒否及び不存在の通知)

第16条の2 実施機関は第14条の2の規定により保有個人情報 _____

_____の存否を明らかにしないときは、開示の請求があつた日から起算して15日以内に、当該保有個人情報の存否を明らかにしない旨の決定をし、速やかに請求者にその旨及び理由を書面により通知しなければならない。

2 (略)

～略～

(第三者の保護)

第18条 実施機関は、第16条第1項の規定による決定をする場合において、開示の請求に係る保有個人情報 _____

第15条 開示の請求をしようとする者は、当該開示の請求に係る保有個人情報

(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。以下この条において同じ。)

_____を管理する実施機関に次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

2・3 (略)

(開示の請求に対する決定等)

第16条 実施機関は、前条第1項及び第2項の規定による開示の請求があつたときは、当該開示の請求があつた日から起算して15日以内(前条第3項に規定する補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。)に、当該開示の請求に係る保有個人情報 (保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。以下この条において同じ。)

_____を開示する旨又はしない旨の決定をし、速やかに請求者にその旨を書面により通知しなければならない。

2・3 (略)

(保有個人情報の存否応答拒否及び不存在の通知)

第16条の2 実施機関は第14条の2の規定により保有個人情報 (保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。以下この条において同じ。)

_____の存否を明らかにしないときは、開示の請求があつた日から起算して15日以内に、当該保有個人情報の存否を明らかにしない旨の決定をし、速やかに請求者にその旨及び理由を書面により通知しなければならない。

2 (略)

～略～

(第三者の保護)

第18条 実施機関は、第16条第1項の規定による決定をする場合において、開示の請求に係る保有個人情報 (保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。)

_____に国等及び請求者以外の者(以下この条、第28条第2項及び第3項において「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、あらかじめ当該第三者の意見を聴くことができる。

2 (略)

(開示の方法)

第19条 実施機関は、第16条第1項の規定により開示の請求に係る保有個人情報

_____の全部又は一部の開示をする旨の決定をしたときは、速やかに当該保有個人情報の開示をするものとする。

2～4 (略)

～略～

(自己情報の訂正請求権)

第21条 何人も、自己に関する保有個人情報

_____について事実と誤りがあると認めるときは、その訂正(追加及び削除を含む。以下同じ。)を実施機関に対し請求することができる。

2 (略)

(訂正の請求の手続)

第22条 訂正の請求をしようとする者は、当該訂正の請求に係る保有個人情報

_____を管理する実施機関に次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

2・3 (略)

(訂正の請求に対する決定等)

第23条 実施機関は、前条の規定(第15条第3項の規定を準用する規定は除く。)による訂正の請求があつたときは、当該訂正の請求があつた日から起算して30

以下この条において同じ。)に国等及び請求者以外の者(以下この条、第28条第2項及び第3項において「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、あらかじめ当該第三者の意見を聴くことができる。

2 (略)

(開示の方法)

第19条 実施機関は、第16条第1項の規定により開示の請求に係る保有個人情報

(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。以下この条において同じ。)の全部又は一部の開示をする旨の決定をしたときは、速やかに当該保有個人情報の開示をするものとする。

2～4 (略)

～略～

(自己情報の訂正請求権)

第21条 何人も、自己に関する保有個人情報(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。)

_____について事実と誤りがあると認めるときは、その訂正(追加及び削除を含む。以下同じ。)を実施機関に対し請求することができる。

2 (略)

(訂正の請求の手続)

第22条 訂正の請求をしようとする者は、当該訂正の請求に係る保有個人情報

(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。以下この条において同じ。)を管理する実施機関に次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

2・3 (略)

(訂正の請求に対する決定等)

第23条 実施機関は、前条の規定(第15条第3項の規定を準用する規定は除く。)による訂正の請求があつたときは、当該訂正の請求があつた日から起算して30

日以内(第15条第3項の規定を準用し補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。)に、必要な調査を行つた上で当該訂正の請求に係る保有個人情報

_____を訂正する旨又はしない旨の決定をしなければならない。

2～4 (略)

(加える)

(自己情報の利用停止請求権)

第24条 何人も、自己に関する保有個人情報

_____次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、当該各号に定める措置を実施機関に対し請求することができる。

(1)～(3) (略)

(加える)

日以内(第15条第3項の規定を準用し補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。)に、必要な調査を行つた上で当該訂正の請求に係る保有個人情報(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。以下この条において同じ。)を訂正する旨又はしない旨の決定をしなければならない。

2～4 (略)

(情報提供等記録の提供先への通知)

第23条の2 実施機関は、訂正の請求について訂正する旨の決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(自己情報の利用停止請求権)

第24条 何人も、自己に関する保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この項において同じ。)が次の各号のい

ずれかに該当すると思料するときは、当該各号に定める措置を実施機関に対し請求することができる。

(1)～(3) (略)

2 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、当該各号に定める措置を実施機関に対し請求することができる。

(1) 当該保有特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、当該保有特定個人情報の利用の目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、第9条の2

2 第14条第2項の規定は、前項の規定による保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)の請求について準用する。

(利用停止の請求の手続)

第25条 利用停止の請求をしようとする者は、当該利用停止の請求に係る保有個人情報

管理する実施機関に次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

2 (略)

(保有個人情報の利用停止義務)

第26条 実施機関は、利用停止の請求があつた場合において、当該利用停止の請求に理由があると認めるときは、当該利用停止の請求に係る保有個人情報

の適正な取扱いを確保するために必要な範囲内で、当該保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を

の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去

(2) 番号法第19条の規定に違反して提供されているとき 当該保有特定個人情報の提供の停止

3 第14条第2項の規定は、前2項の規定による保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)の請求について準用する。

(利用停止の請求の手続)

第25条 利用停止の請求をしようとする者は、当該利用停止の請求に係る保有個人情報(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含み、情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)を管理する実施機関に次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

2 (略)

(保有個人情報の利用停止義務)

第26条 実施機関は、利用停止の請求があつた場合において、当該利用停止の請求に理由があると認めるときは、当該利用停止の請求に係る保有個人情報(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含み、情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)の適正な取扱いを確保するために必要な範囲内で、当該保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を

及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止の請求に対する決定等)

第27条 実施機関は、第25条の規定(第15条第3項の規定を準用する規定を除く。)による利用停止の請求があつたときは、当該利用停止の請求があつた日から起算して30日以内(第15条第3項の規定を準用し補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。)に、必要な調査を行つた上で当該利用停止の請求に係る保有個人情報

_____を利用停止する旨又はしない旨の決定をしなければならない。

2～4 (略)

(不服申立てがあつた場合の手續)

第28条 (略)

2 前項の規定により諮問した実施機関は、不服申立人及び次の各号のいずれかに該当する者に諮問した旨を書面により通知しなければならない。

(1) (略)

(2) 保有個人情報 _____

_____の開示に反対の意思を表示している第三者が不服申立人である場合は、請求者

3 (略)

～略～

(適用除外)

第39条 (略)

2 第14条から第20条まで及び第28条から第35条までの規定は、他の法令等の規定により、公文書の閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の公文書の写しの交付の手續が定められているときその他第19条第1項又は第2項に規定する方法

及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止の請求に対する決定等)

第27条 実施機関は、第25条の規定(第15条第3項の規定を準用する規定を除く。)による利用停止の請求があつたときは、当該利用停止の請求があつた日から起算して30日以内(第15条第3項の規定を準用し補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。)に、必要な調査を行つた上で当該利用停止の請求に係る保有個人情報

(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含み、情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)を利用停止する旨又はしない旨の決定をしなければならない。

2～4 (略)

(不服申立てがあつた場合の手續)

第28条 (略)

2 前項の規定により諮問した実施機関は、不服申立人及び次の各号のいずれかに該当する者に諮問した旨を書面により通知しなければならない。

(1) (略)

(2) 保有個人情報(保有個人情報に該

当しない保有特定個人情報を含む。以

下この条において同じ。)の開示に反

対の意思を表示している第三者が不

服申立人である場合は、請求者

3 (略)

～略～

(適用除外)

第39条 (略)

2 第14条から第20条まで及び第28条から第35条までの規定は、他の法令等の規定により、公文書の閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の公文書の写しの交付の手續が定められているときその他第19条第1項又は第2項に規定する方法

による個人情報 _____ の開示の手続が定められているときにおける個人情報の開示については、適用しない。

3・4 (略)

(出資法人の責務等)

第40条 町が出資する法人で規則で定めるもの(以下「出資法人」という。)は、個人情報 _____

_____ の取扱いに関し実施機関に準じた保護措置を講ずるよう努めなければならない。

2 (略)

～略～

による個人情報(特定個人情報を除く。以下この項において同じ。)の開示の手続が定められているときにおける個人情報の開示については、適用しない。

3・4 (略)

(出資法人の責務等)

第40条 町が出資する法人で規則で定めるもの(以下「出資法人」という。)は、個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。次項において同じ。)の

取扱いに関し実施機関に準じた保護措置を講ずるよう努めなければならない。

2 (略)

～略～

附 則

この条例は、番号法施行の日(平成27年10月5日)から施行する。